

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第4号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議・打合せ・協 議	文 書 番 号	1927 (情報公開・個人情報保護審査会)
		決 裁 期 日	平成20年 2月 1日
名 称	情報公開審査会・個人情報保護審査会		
日 時	平成20年2月1日 午後2時00分 から 午後3時30分		
場 所	役場2階 審議室		
出席者	委 員 林下和義・小門史子・平倉範子・岡本英男・濱本幹郎 事務局 北川雅一・北向一博・宮下正美・上村正人		
(内 容)			
1	委嘱状交付	副町長より各委員自席にて交付	
2	副町長挨拶	省略	
3	自己紹介	各委員及び事務局職員	
4	協議事項		
		会長・副会長の選任について	
		・各委員の互選により選出	
		会長 林下 和義	
		副会長 小門 史子 (従前より、副会長は弁護士としている。)	
		平成19年度上期情報2条例に伴う運用実績について	
		・事務局 概要について別紙により説明	
		【意見】 非開示となった3件のうち、情報不存在2件以外の1件について、不服申し立て等はなかったのか	
		【回答】 対象となっている情報については、個人情報が付記されているため、公開できる情報とする場合は多くの時間等を要する。その場合は非開示とできる旨の規定が情	

報公開条例に定められていることで、相手方は了承した。なお、当該請求については、後日改めて請求があり、その際は公開した。

個人情報保護条例の一部改正について

・事務局 資料1から5に基づき内容説明

【意見】 条例改正から施行日まで期間が短いのではないか。

【回答】 罰則の対象者が、実施機関及び現在委託先・指定管理者等関係機関であるため、支障がないと考えている。

【意見】 第52条（不正な手段により個人情報の開示を受けた者）の過料について、国は10万円であり、条例は5万円となっているがその理由は。

【回答】 地方自治法により、条例上規定できる過料の上限は5万円となっている。

・条文及び解釈運用の内容について、審査会として確認し、今後条例改正手続きを進める。

その他

・今後の審査会の開始方法については、定期的開催は実施せず、通知すべきものがあれば通知のみとし、審査すべき案件があった場合は審査会を開催する。（従前どおり）